

八郎湖研究会設置要綱

(目的)

第1条 八郎湖の水質改善に向けて、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」(以下「計画」という。)に盛り込んだ対策の効果的な実施手法の検討・検証及び産学官連携による調査・研究等を促進するため、八郎湖研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 環境保全型農業の普及拡大に関すること。
(2) 生態系を活用した水質浄化に関すること。
(3) 湖沼等の水質保全に関すること。
(4) その他計画を進める上で必要な調査・研究等に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる八郎湖の水質保全に関する学識経験者及び専門的知識を有する者(以下「委員」という。)並びに別途定める県の関係課所長から推薦を受けた県職員により組織する。

- 2 研究会には、第2条(1)から(3)について、より実効性の高い対策の実施等について検討する特別検討会を設ける。
- 3 特別検討会に属する委員等は、事務局が指名する。
- 4 特別検討会には、代表を置き、個別の検討会を総括する。
- 5 代表は、個別の検討会に所属する委員の互選により定める。
- 6 個別の検討会テーマは研究会(全体会)で決定し、検討結果等を取りまとめ、毎年、研究会に報告する。
- 7 委員の任期は、毎年、委嘱された日から翌年3月31日までとする。

(オブザーバー)

第4条 事務局は、オブザーバーを研究会及び特別検討会に参加させることができる。

(事務局)

第5条 研究会及び特別検討会の事務局は、生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室に置く。

(会議)

第6条 研究会及び特別検討会は事務局が招集する。

(設置期間)

第7条 研究会の設置期間は、平成31年3月末までとし、必要に応じて延長することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 5月27日から施行する。
- 2 この改正は、平成20年 9月 5日から施行する。
- 3 この改正は、平成20年 9月19日から施行する。
- 4 この改正は、平成21年 5月 1日から施行する。
- 5 この改正は、平成21年 8月 3日から施行する。
- 6 この改正は、平成21年10月 7日から施行する。
- 7 この改正は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 8 この改正は、平成22年 9月21日から施行する。
- 9 この改正は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 10 この改正は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 11 この改正は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 12 この改正は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 13 この改正は、平成28年 6月28日から施行する。

<別表 委員>

平成30年度版

氏名	役職等	備考
下山 昇	大潟土地改良区 事務局長	
武田 悟	秋田県農業試験場 生産環境部長	
藤原 行毅	大潟村農業協同組合 営農支援課長	
金田 吉弘	秋田県立大学生物資源科学部 教授	
金 主鉉	秋田工業高等専門学校 教授	
宮田 直幸	秋田県立大学生物資源科学部 教授	
杉山 秀樹	秋田県立大学生物資源科学部 客員教授	
藤林 恵	秋田県立大学生物資源科学部 助教	
片桐 浩司	秋田県立秋田中央高等学校 教諭	(新)
近藤 正	秋田県立大学生物資源科学部 准教授	
木口 倫	秋田県立大学生物資源科学部 准教授	
早川 敦	秋田県立大学生物資源科学部 准教授	
岡野 邦宏	秋田県立大学生物資源科学部 助教	

<特別検討会の委員及び県の主な関係課所一覧>

特別検討会	委員及び県の関係課所
<p>①環境保全型農業の普及拡大に関すること</p>	<p>○金田 吉弘 委員（土壌肥料学） ○下山 昇 委員（土地改良） ○武田 悟 委員（農業） ○藤原 行毅 委員（農業）</p> <p>□農林政策課 □水田総合利用課 □農業試験場 □山本地域振興局農林部 □秋田地域振興局農林部 □八郎湖環境対策室</p> <p>（必要に応じて、市町村職員等がオブザーバー参加）</p>
<p>②生態系を活用した水質浄化に関すること</p>	<p>○宮田 直幸 委員（環境生物工学） ○金 主鉉 委員（水環境） ○杉山 秀樹 委員（魚類・水産） ○藤林 恵 委員（生態工学） ○片桐 浩司 委員（生態・環境）</p> <p>□農山村振興課 □水産漁港課 □水産振興センター □河川砂防課 □八郎湖環境対策室</p> <p>（必要に応じて、市町村職員、八郎湖増殖漁業協同組合員等がオブザーバー参加）</p>
<p>③湖沼等の水質保全に関すること</p>	<p>○近藤 正 委員（農業水利学） ○木口 倫 委員（環境化学） ○早川 敦 委員（土壌学） ○岡野 邦宏 委員（微生物生態学）</p> <p>□農地整備課 □健康環境センター □山本地域振興局総務企画部 □秋田地域振興局総務企画部 □八郎潟基幹施設管理事務所 □八郎湖環境対策室</p> <p>（必要に応じて、市町村職員等がオブザーバー参加）</p>

○：委員 □：県の関係課所